

4. 広域化の促進について

(1) 広域的水道整備計画及び水道整備基本構想

広域的水道整備計画（以下、「計画」）及び水道整備基本構想（以下、「構想」）については、「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」（平成20年7月29日健水発第0729002号水道課長通知）により、計画又は構想を策定又は改定する際の留意事項を示している。

本通知では、構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討といった地域水道ビジョンに記載すべき事項を追加するなど都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置づけられる内容に見直すこととし、計画についても構想の視点を取り入れ検討することが望ましいこととした。

なお、本通知により見直された構想の作成要領については、同日付事務連絡にとりまとめたので、参考とされたい。

《留意事項に関する主な追記事項》

- ・ 計画について、当該地域の自然的社会的条件の変化に合わせ適切に見直すべきものであり、5～10年を目途に見直し、修正を行うことを追記
- ・ 計画について、本通知3に示す構想に関する事項の視点も取り入れたうえで、計画内容を定めることを追記
- ・ 構想について、5～10年を目途に定期的実施状況を確認するとともに、進捗に課題が生じた場合は、適宜見直しを行うことを追記
- ・ 構想について、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討に関することを追記

平成23年12月現在、計画は、36道府県、68地域で策定され（資料4－1参照）、構想においては、44道府県45地域（うち、都道府県版地域水道ビジョンが策定されているものが、7ビジョン）で策定されている（資料4－2参照）が、策定又は改定から10年以上経過しているもの、特に目標年度が過ぎてしまっているものが多数見受けられることから、本通知に基づき、まずは計画の点検を行い、見直しの必要性の有無を早急に確認願いたい。

計画改定が必要なケースとしては、次のようなものがある。

- ・ 計画期間の変更（すべての整備計画が終了している場合は除く）
- ・ 計画の対象とする市町村範囲の変更
- ・ 現行計画と比して大幅な水需給の増減
- ・ 根幹的水道施設の整備計画の変更等

また、計画は、各事業体が事業計画を策定する上での上位計画であり、水道事業の創設認可・変更認可や特定広域化施設整備費などの補助金申請では、計画との整合性が求められることから、特にこれらを行う場合であって、計画との整合がとれない場合は、早急な計画の見直しをお願いしたい。

構想においては、次回見直し時期などに併せて、「都道府県版地域水道ビジョン」と

位置づけられる内容としていただくことを願います。

（２）水道広域化検討の手引き

これまで広域的水道整備計画に基づき進められてきた、主に水道用水供給事業による一体的、広域的な水道施設整備は、経営基盤を強化しつつ、安定した水源の確保や水の広域的な融通に大きな役割を果たしてきた。しかし、昭和60年代以降は、市町村を超えた広域水道の数でみると大きな進展は見られない。

一方で、市町村合併による事業統合で実質的に事業規模が拡大した地域も見られる。このような情勢の変化等を踏まえ、財政的・技術的な課題がある水道事業者の運営基盤の強化を図るため、従来行ってきた施設の一体化による広域化に加え、経営の一体化、管理の一体化などを含めた「新たな水道広域化」を水道ビジョンの重要な施策として位置づけたところである。

この新たな水道広域化推進のため、様々な広域化の選択肢の中から、地域の実情に応じた最適な広域化形態を検討し、実行に移すための手順や材料を提供するための手引き作りを平成17年度より3カ年計画で行い、福島県、愛知県、大阪府、岡山県の4府県のモデル地域において、広域化についてケーススタディを実施した。これらケーススタディの結果や調査で得られた具体的な検討手法や各種知見を整理し、平成20年8月に「水道広域化検討の手引き」を作成、公表したところである。

本手引きでは、水道広域化の考え方や期待される効果を整理し（第Ⅰ章）、次いで、水道広域化の検討を行う手順、検討における問題点や課題を把握する現状評価方法（業務指標を活用した方法等）、業務内容別検討事項（総務・経理・営業業務・給水装置・建設工務・維持管理・災害対策・再構築による更新合理化）を詳述している（第Ⅱ章）。さらに、各業務における具体的な検討手順と計算例、結果評価及び留意事項を例示し（第Ⅲ章）、水道広域化の導入実施手順やフォローアップについての考え方を記述している（第Ⅳ章）。

本手引きは、水道ビジョンに示された新たな概念の水道広域化について、その検討方法や進め方を示したものであり、都道府県の水道行政部局や水道事業者等が地域水道ビジョンなどの各種計画を策定する際に、広域化について検討するために利用する案内書としての活用を願います。

（３）広域化の促進に関する今後の展開

現在、全国で約1,460箇所の上水道事業が運営されており、そのうち約1,240箇所は現在給水人口が10万人未満の比較的小規模な水道事業となっている。これらの小規模事業者では、将来にわたって安定した事業運営を継続していくための技術面、経営面の運営基盤の確保がより困難な状況にある。

運営基盤強化の一つの方策として、近隣の水道事業との統合（水平統合）や用水供給事業との統合（垂直統合）が考えられるが、市町村統合に伴う事業の統合が一段落した現在、水道事業の統合はあまり進んでいない。

厚生労働省では、広域化（事業統合）を促進するため、以下の財政的支援や調査を行っている。

ア. 事業統合促進のための国庫補助制度

平成21年度より、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管、石綿セメント管更新事業の補助採択基準を緩和している。

平成22年度より、新たに水道広域化促進事業費を創設した。これは、小規模水道事業の統合を促進するため、インセンティブとして、統合の受け皿となる水道事業者等の水道施設の整備に対しても補助を行うものである。

事業統合の促進を図るため、これらの補助メニューの活用を検討されたい。

採択事業：（平成22年度 採択分）

○宗像地区事務組合(垂直統合)	統合前	用水供給：宗像地区事務組合 水道事業：宗像市、福津市
	統合後	水道事業：宗像地区事務組合
○伊賀市（垂直統合）	統合前	用水供給：三重県伊賀水道用水供給事業 水道事業：伊賀市
	統合後	水道事業：伊賀市

採択事業：（平成23年度 採択分）

○岩手中部広域水道企業団(垂直統合)

統合前	用水供給：岩手中部広域水道企業団 水道事業：北上市、花巻市、紫波町
統合後	水道事業：岩手中部広域水道企業団

○北九州市(水平統合)

統合前	水道事業：北九州市、水巻町
統合後	水道事業：北九州市

イ. 水道事業の運営基盤強化に関する調査

厚生労働省は、水道事業の運営基盤強化のための方策について、各種の調査を実施しており、その調査報告書、手引き等を水道課ホームページに掲載しているので、参考とされたい。

また、最近の広域化等の検討に関する報告書等は次のとおりである。

① 水道広域化検討の手引き（平成20年度）

- ・本手引きは、水道広域化の具体的な検討方法、検討事例及び導入手順とフォローアップ等を示しているもので、地域水道ビジョンなどの各種計画を策定する際の案内書。

② 水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年度）

- ・水道事業体におけるアセットマネジメントの実践について解説。アセットマネジメントに基づく中長期の更新需要・財政収支見通しは、広域化の検討に重要なデータとなる。

③ 長期的な視点を考慮した広域的な水道施設の再構築に関する調査（平成22年度）

- ・水道事業の統合効果を的確に分析し、PI等の定量的指標を用いて、統合効果を評価する手法として、「バランススコアカード」を用いた検討手引きを策定予定。

④ 第三者委託実施の手引き改訂版（平成22年度）

- ・水道事業における民間部門の活用に係るモニタリング手法やリスク分担、性能発注の

導入に関する内容等の追記と、平成23年10月30日付け一部施行した「水道法施行規則の一部改正」において、第三者委託制度の活用促進のため、共同企業体（JV）も受託可能であることを明確化。

⑤ 水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成 23 年度）

- ・本手引きは、水道事業者が利用者等に施設更新や耐震化の必要性を分かりやすく説明するために、必要とする費用を定量的に算出できるモデルを示したもの。